

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第7期（2021年4月1日～2022年3月31日）

株式会社エクサウィザーズ

上記事項は、法令及び定款第12条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

### 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年12月11日	2018年 2月 5日
新 株 予 約 権 の 数		15,000個	1,000個 (注) 2
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 1,500,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 2,200円 (1株当たり 22円)	新株予約権1個当たり 2,200円 (1株当たり 22円)
権 利 行 使 期 間		2019年12月20日から 2027年11月19日まで	2020年 2月14日から 2028年 1月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 1,500,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,000個 (注) 2 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

		第 6 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年8月28日	2019年2月22日
新 株 予 約 権 の 数		1,000個	1,000個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 7,000円 (1株当たり 70円)	新株予約権1個当たり 7,000円 (1株当たり 70円)
権 利 行 使 期 間		2020年9月22日から 2028年8月21日まで	2021年3月12日から 2029年2月11日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名

		第 8 回 新 株 予 約 権	第 1 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年6月28日	2020年6月19日
新 株 予 約 権 の 数		1,500個 (注) 2	700個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 70,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個あたり 10,000円 (1株あたり 100円)	新株予約権1個あたり 10,000円 (1株あたり 100円)
権 利 行 使 期 間		2021年7月20日から 2029年6月19日まで	2022年7月7日から 2030年6月6日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 500個 (注) 2 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 2021年8月28日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認められた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者は、当社の議決権の51%以上を単独で保有する株主が存在している場合、又は当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者は、経過年数に応じて下記記載の割合により権利行使可能となるものとする（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」といいます。）。

ベスティング時期	行使可能期間開始日の前日	行使可能期間開始日の前日から1年後	行使可能期間開始日から2年後
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目
ベスティング割合	50%	25%	25%

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第19回新株予約権	第22回新株予約権
発行決議日		2021年6月30日	2021年7月20日
新株予約権の数		7,550個	750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 755,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間		2023年7月10日から 2031年6月9日まで	2023年8月5日から 2031年7月4日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 7,550個 目的となる株式数 755,000株 交付者数 28名	新株予約権の数 750個 目的となる株式数 75,000株 交付者数 6名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 交付者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 交付者数 -名

(注) 1. 2021年8月28日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認められた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者は、当社の議決権の51%以上を単独で保有する株主が存在している場合、又は当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者は、経過年数に応じて下記記載の割合により権利行使可能となるものとする（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」といいます。）。

ベスティング時期	行使可能期間開始日の前日	行使可能期間開始日の前日から1年後	行使可能期間開始日から2年後
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目
ベスティング割合	50%	25%	25%

③ その他新株予約権等の状況

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
発行決議日	2021年6月30日	2021年7月20日
新株予約権の数	100個	7,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 750,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり420円	新株予約権1個当たり420円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間	2021年7月9日から 2031年7月8日まで	2021年8月6日から 2031年8月5日まで
行使の条件	(注) 2	(注) 2
割当先	社外協力者1名	受託者 コタエル信託株式会社 (注) 3

(注) 1. 2021年8月28日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から5年を経過する日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合にのみ、残存するすべての本新株予約権を行使することができる。

(a) 1,000円を上回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 1,000円を上回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,000円を上回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。

(d) 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,000円を上回る価格となったとき。



- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 200円を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b) 200円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、200円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (d) 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円を下回る価格となったとき。
- (3) 新株予約権者が顧問、アドバイザー、取引先等として一定の契約関係を継続して有しなくなった場合、当社は、当社取締役会決議により、当該新株予約権者の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は当該決議日をもって会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 当社はストックオプション制度に準じた制度として第21回新株予約権を発行しております。当社取締役である春田真氏は、現在及び将来の当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員又は顧問若しくは業務委託先等の社外協力者向けのインセンティブ付与を目的として、2021年7月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月28日付でコタエル信託株式会社を受託者として、以下のとおり時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を設定しており、当社は本信託に対して、2021年6月30日開催の定時株主総会及び2021年7月20日開催の取締役会決議に基づき、第21回新株予約権を発行しております。本信託は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものでもあります。第21回新株予約権の分配を受けた者は、当該第21回新株予約権の発行要項及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会で決議された内部統制システムに関する基本方針（2021年5月13日改定）に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備・運用し、また不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとしております。

当事業年度における当社グループの内部統制システムの基本方針及びその運用状況は以下のとおりです。

### 1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「AIを用いた社会課題解決を通じて、幸せな社会を実現する」というミッションのもとに当社のバリュー及びクレドを確立し、当社グループの取締役及び従業員はこれを実践する。
- (2) 「コンプライアンス・コード」を制定し、当社グループの取締役及び従業員に、職務の執行にあたっては、コンプライアンスを最優先とするメッセージを発信する。またグループ共通の「コンプライアンス規程」を定め、当社社長を統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス徹底のための具体的施策を実行する。
- (3) 社長直轄の内部監査部門を設置し、当社グループの内部監査を実施する。内部監査の結果については当社取締役会に報告する。
- (4) 当社の社内及び第三者機関を情報提供先とする内部通報制度を設け、当社グループのコンプライアンスに違反する及び違反する可能性のある行為の早期発見・未然防止を図る。また、内部通報制度を通じ情報提供を行った者については、その個人情報秘匿するとともに、当該情報提供を行ったことを理由として、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。

#### <運用状況>

- ・当事業年度は、コンプライアンス規程に基づき定時及び臨時のコンプライアンス委員会を計6回開催し、次のような施策を実行しております。
  - 年2回のコンプライアンス・アンケートを実施し、コンプライアンス上の課題の早期把握と対応に努めるとともに、コンプライアンス・コードその他社内規程類に社員の声を反映する取り組みを行いました。
  - 定期的なコンプライアンス研修（全社員向けe-ラーニング、管理職研修等）や情報発信により社員の意識醸成を図る取り組みを行いました。
- ・コンプライアンスに関する各種社内規程や重要ルールに関するガイドライン等について

は、法務部門を中心に策定及び見直しを進めており、その整備運用状況については内部監査の重要事項とし内部監査を実施し、取締役会に報告しました。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報の保存・管理に関する規程を定め、取締役会、経営会議等の重要な会議の議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、その重要性及び記録媒体の性質に応じ適切に保存及び管理を行う。
- (2) 経営企画部門は、取締役及び監査役の閲覧要請に速やかに対応できるようこれらの情報を安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

### <運用状況>

- ・当事業年度は、重要な会議の開催及びその資料・議事録等の電子化を定着させ、会議の円滑な運営及び適切な情報の保存・管理に努めました。
- ・重要な会議の議事録及び取締役の職務執行に関する情報・記録は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、文書又は電磁的方法により保存・管理し、閲覧可能な状態を維持しております。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、グループ共通の「リスク管理規程」を制定し、グループ全体のリスクマネジメントを統括・推進するリスク管理委員会を設置する。
- (2) リスク管理委員会は、当社グループのリスク管理及び対応の方針並びに危機発生時におけるマニュアル等を定め、各社及び各部門におけるリスクマネジメントを推進する。また、当該マニュアル等については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、当社グループ各社の組織、事業環境及び実運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。
- (3) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」を制定・公表のうえ、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、適切に維持・継続することとする。
- (4) 当社グループ各社及び各部門は、「リスク管理規程」に従い、担当事業又は業務ごとに適切なリスクの把握と管理に努めるとともに、他部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。リスク管理委員会は、当社グループ各社及び各部門のリスク管理の運用状況について定期的にモニタリングするものとする。
- (5) リスク管理委員会は、事業・組織横断的なリスク管理の観点から重大なリスクを定義し、その対応方針、その他重要な事項について審議・決定する。またその活動状況を適宜経営会議及び取締役会に報告するものとする。
- (6) 重大な危機発生時には、速やかに社長を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する体制とする。

<運用状況>

- ・当事業年度は、リスク管理規程に基づき定時及び臨時のリスク管理委員会を計5回開催し、インシデントや風評リスクに関する定期的モニタリングを行うほか次のような施策を行いました。
  - 情報セキュリティリスク及びリーガルリスクに関する部門別のリスクアセスメントを実施し、認識されたリスクに対する対応及び管理の検討を進めました。
  - インシデント発生時の速やかな情報共有と早期対応体制の強化を図るためマニュアルを改定し周知しました。
  - 情報セキュリティ研修を実施しました。
  - 社員によるSNS投稿に関するガイドラインを改定し周知しました。

**4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 当社は「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、適切な権限委譲をはかり、その職務の執行が機動的かつ効率的に行える体制とする。
- (2) 取締役会は、法令・定款に定める事項その他経営に関する重要事項を決定するほか、取締役の職務の執行の監督を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (3) 取締役会は、業務執行の監督の観点から適宜取締役会の付議事項及びその基準について審議するものとする。

<運用状況>

- ・当事業年度は、取締役会を15回開催するほか必要に応じ書面決議を行い、適時に重要な意思決定を行うと共に取締役会による業務執行の実効的な監督が可能となるよう、月次決算報告のほか重要な施策に関する定期的な報告及び協議を実施いたしました。
- ・取締役会又は役員による意見交換会等において、取締役会の運営や議論すべき重要事項について役員間で意見交換をするなど、取締役会の実効性確保のための取り組みをしております。
- ・グループ執行役員制度の導入によるグループとしての業務執行体制強化に伴い、経営会議規程、組織規程、職務権限規程等の改定を行い、業務執行に関する権限委譲を進めました。

**5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当社は、当社のミッション・バリュー・クレドを当社グループ共通の理念及び行動規範と

してその浸透及び徹底を図る。また、本基本方針を実現するために必要となる主要な規程を定め当社グループ各社にも適用するものとする。但し、当該適用は、子会社が所在する国・地域の法令、文化及び事業環境を踏まえた適切な設計とし、子会社の自主性を尊重したものとする。

- (2) グループ会社の管理については、経営企画部門を所管として「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社の組織、所在する国・地域又は事業ドメイン等に応じた業務執行の把握及び財務報告の体制を構築する。また、必要に応じ、当社からの役員又は従業員の派遣等を通じ、適切な情報収集と、「グループ会社管理規程」に基づいた決裁又は報告がなされているかモニタリングするものとする。

<運用状況>

- ・当事業年度は、グループ会社管理規程を大幅に改定し、子会社の機関運営に関する事項のほか、経理・法務・人事といった各分野において円滑な情報共有と協力体制を構築しました。また、コンプライアンス・コードは子会社でも採択することを必須とするほか、コンプライアンス規程及びリスク管理規程等の内部統制に関する規程はグループで共通化することにより、グループとしての内部統制体制の基礎を整備しました。
- ・グループ執行役員制度の導入により、グループ全体を俯瞰した事業の執行体制及び執行責任者を明確にし、事業ラインにおけるグループ各社間の連携体制とモニタリングの強化を図りました。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上これを任命し、補助業務に当たらせる。
- (2) 補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
- (3) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

<運用状況>

当事業年度において専任の補助使用人の任命は行っておりませんが、兼任の補助使用人として法務部門のスタッフが監査役及び監査役会に関する事務を行っており、当該スタッフに関する監査役及び監査役会に関する事務の指示は監査役から直接なされる体制となっております。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び従業員から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び従業員は、これに応じて速やかに報告する。
- (2) 当社グループの取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
- (3) 内部監査部門は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する。

### <運用状況>

- ・常勤監査役は、取締役会及び経営会議のほか、事業会議、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会等重要な会議体に出席し、業務執行を監査し、必要に応じて意見を述べております。
- ・監査役は、監査役会又は個別の面談等において、取締役、執行役員及び当社グループ従業員から業務執行に関する報告を受けるほか、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の事務局から委員会活動の状況並びに個別の事案の進捗について報告を受けております。
- ・内部監査の実施状況及び内部通報制度の運用状況については、適宜常勤監査役に報告すると共に、コンプライアンス委員会等を通じて監査役に報告する体制としております。

## 8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役への報告を行った者については、その個人情報を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。

### <運用状況>

内部通報等の内容やコンプライアンス上監査役に必要な情報を報告する仕組みとしております。内部通報規程において、通報者の保護及び報復行為の禁止について定めております。

**9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社グループは、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

<運用状況>

監査役の職務の執行について生じる費用については、速やかに処理しております。

**10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社グループは、監査役からの求めに応じ、以下のような定期又は不定期の会合又は機会を確保するなど、監査役の監査が実効的に行われる体制を整備する。

- ・各取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
- ・取締役及び従業員の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧し、内容説明を求めること。
- ・会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
- ・監査業務に必要と判断した場合における、弁護士、公認会計士、その他専門家への意見の聴取。

<運用状況>

当事業年度においては、各取締役との定期的な会合を持つほか、執行役員その他の従業員及との意見交換やヒアリング等の機会を設け実施しました。また、会計監査人及び内部監査担当者ととの情報交換の機会も適時に設け、相互理解と連携を図りました。

**11. 反社会的勢力の排除に向けた体制**

- (1) 当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
- (2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

<運用状況>

当事業年度は、反社会的勢力対応マニュアル従い、取引契約の締結又は購買時など取引実施前に反社会的勢力との取引排除を徹底するための調査を実施するほか、継続取引先

に関する年次の調査も実施いたしました。また、取引契約においては、反社会的勢力排除に関する規定を盛り込むものとし、法務部門により契約レビュー時に確認することとしております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	100,000	2,885,349	△606,716	2,378,633
当連結会計年度変動額				
新株の発行	2,164,900	2,164,900		4,329,800
新株の発行 (新株予約権の行使)	9,186	9,186		18,373
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△137,443	△137,443
連結子会社の増加による非支配株主 持分の増減				
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	2,174,086	2,174,086	△137,443	4,210,730
当連結会計年度末残高	2,274,086	5,059,436	△744,159	6,589,363

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	4,061	4,061	599	—	2,383,294
当連結会計年度変動額					
新株の発行					4,329,800
新株の発行 (新株予約権の行使)					18,373
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△137,443
連結子会社の増加による非支配株主 持分の増減				78,207	78,207
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△4,061	△4,061	3,192	△37,717	△38,586
当連結会計年度変動額合計	△4,061	△4,061	3,192	40,490	4,250,351
当連結会計年度末残高	—	—	3,791	40,490	6,633,645

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 エクスウェア株式会社  
株式会社VisionWiz  
株式会社エクサホームケア

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 EXAWIZARDS INDIA LLP  
EXAWIZARDS LLC
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲の変更に関する注記

- 連結の範囲の変更 エクスウェア株式会社の株式を取得したこと、株式会社VisionWiz及び株式会社エクサホームケアを新たに設立したことから、連結の範囲に含めております。  
青島愛克薩老齡服務科技有限公司の持分譲渡に伴い、連結の範囲から除外しました。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

なお、当連結会計年度において、エクスウェア株式会社の決算期を9月30日から3月31日に変更し、連結決算日と同一になっております。連結計算書類の作成にあたっては、従来から連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用していたため、当該決算期の変更による影響はありません。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～38年
工具器具備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～5年であります。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、定額法（5年）により償却を行っております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. AIプラットフォーム事業

AIプラットフォーム事業においては、顧客に対し、当社グループのAIプラットフォーム「exaBase」に蓄積されたデータ基盤を用いたコンサルティング・サービスの提供、アルゴリズム・ソフトウェア開発等の履行義務を負っており、顧客のデジタル・AI戦略やDX等の推進体制の立案・実行及び投資効果の最大化を支援しております。

顧客とは主として準委任契約を締結しており、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

また、請負契約及び一部の準委任契約については、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

ロ. AIプロダクト事業

AIプロダクト事業においては、多くの企業に共通した業務課題に向けて、顧客の業務プロセスに簡易に導入・活用可能なAIソフトウェア群を提供しており、顧客に対する知的財産のライセンスの供与が履行義務となっております。

契約上、知的財産を使用する権利を顧客に付与する場合は、一時点で充足される履行義務として処

理し、顧客がライセンスを使用して当該知的財産からの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。

一方、契約上、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利を顧客に付与する場合は、一定の期間にわたり充足される履行義務として処理し、ライセンス期間にわたって収益を認識していません。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社であるエクスウェア株式会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は請負契約及び成果完成型の準委任契約については、成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、それ以外の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針の遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える重要な影響はありません。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(固定資産の減損)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	53,493千円
有形固定資産	126,620千円
無形固定資産	807,217千円
うち、減損の兆候が識別された固定資産	693,224千円

遊休資産にグルーピングされた固定資産ならびに一部の事業用資産について、減損損失を計上しております。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

事業用資産について、当社は管理会計上の区分を考慮して、資産グループを決定しており、連結子会社は会社ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候がある場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて測定を行っております。当連結会計年度において、当社及びAIプロダクトセグメントに属する連結子会社が保有する固定資産に減損の兆候が生じておりましたが、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価格を上回っており、(1)で減損損失を認識したものを除く固定資産については、減損損失の認識を行っておりません。

②主要な仮定

事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの主要な仮定について、受注見込にもとづく売上高、人員計画に基づく人件費等、一定の仮定を設定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌年度以降の実績は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。主要な仮定が乖離することで損益や収支見込が悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	84,658千円
----------------	----------

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	500,000千円
借入実行金額	—千円
差引額	500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	79,928,400株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	7,278,975株
------	------------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入や株式の発行等により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当社グループの保有する金融資産は、売掛金及び契約資産、敷金及び保証金、短期的な預金等でありま

す。売掛金及び契約資産、敷金及び保証金については、相手先の信用リスクに晒されております。

短期的な預金等については、預入先の信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引相手先の契約不履行等に係るリスク）の管理は、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理は、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額43,423千円）は含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、「売掛金及び契約資産」、「1年内償還予定の社債」、「1年内返済予定の長期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 及 び 保 証 金	100,912	98,720	△2,191
長 期 借 入 金	310,132	307,112	△3,019

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 7. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解

当社グループは、AIプラットフォーム事業及びAIプロダクト事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、AIプラットフォーム「exaBase」に蓄積されたデータ基盤を用いたコンサルティング、アルゴリズム・ソフトウェア開発及びAIソフトウェア群のライセンスであります。また、各事業の売上高は、4,180,233千円及び630,660千円であります。

#### (2) 契約資産の残高等当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

##### 契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	603,525千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	853,721千円
契約資産（期首残高）	－千円
契約資産（期末残高）	61,177千円

期首時点において契約資産を認識すべき取引はありません。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	82円44銭
(2) 1株当たりの当期純損失	1円79銭

### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 10. その他の注記

(グループ通算制度の導入に伴う会計処理)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度が適用されることとなったため、当連結会計年度から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第42号 2021年8月12日）を早期適用し、グループ通算制度の適用を前提とした会計処理を行っております。



## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金		株主資本合計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	100,000	2,482,969	402,380	2,885,349	△585,677	△585,677	2,399,671	599	2,400,271
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	2,164,900	2,164,900	-	2,164,900			4,329,800	-	4,329,800
新株の発行(新株予約権 の 行 使 )	9,186	9,186		9,186			18,373	-	18,373
剰 余 金 の 配 当									
当 期 純 損 失					△49,831	△49,831	△49,831		△49,831
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								3,192	3,192
事業年度中の変動額合計	2,174,086	2,174,086	-	2,174,086	△49,831	△49,831	4,298,342	3,192	4,301,534
当 期 末 残 高	2,274,086	4,657,056	402,380	5,059,436	△635,508	△635,508	6,698,014	3,791	6,701,806

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・・・先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品・・・・・・・・・・個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2)固定資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

建物については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～38年

工具器具備品 2年～15年

##### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年～5年

#### (3)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### イ. AIプラットフォーム事業

AIプラットフォーム事業においては、顧客に対し、当社グループのAIプラットフォーム「exaBase」に蓄積されたデータ基盤を用いたコンサルティング・サービスの提供、アルゴリズム・ソフトウェア開発等の履行義務を負っており、顧客のデジタル・AI戦略やDX等の推進体制の立案・実行及び投資効果の最大化を支援しております。

顧客とは主として準委任契約を締結しており、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

また、請負契約及び一部の準委任契約については、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づ

づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

ロ. AIプロダクト事業

AIプロダクト事業においては、多くの企業に共通した業務課題に向けて、顧客の業務プロセスに簡易に導入・活用可能なAIソフトウェア群を提供しており、顧客に対する知的財産のライセンスの供与が履行義務となっております。

契約上、知的財産を使用する権利を顧客に付与する場合は、一時点で充足される履行義務として処理し、顧客がライセンスを使用して当該知的財産からの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。

一方、契約上、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利を顧客に付与する場合は、一定の期間にわたり充足される履行義務として処理し、ライセンス期間にわたって収益を認識しています。

(4)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用処理しております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は請負契約及び成果完成型の準委任契約については、成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、それ以外の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針の遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与え

る重要な影響はありません。

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
減損損失	16,793千円
有形固定資産	98,685千円
無形固定資産	534,305千円

遊休資産にグルーピングされた固定資産について、減損損失を計上しております。これらの見積りの内容に関する情報は「5.損益計算書に関する注記(1)減損損失」に記載した内容と同一であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	64,745千円
---------	----------

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。  
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	500,000千円
借入実行金額	－千円
差引額	500,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	58,548千円
② 短期金銭債務	27,572千円

(4) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

① 金銭債権	120千円
② 金銭債務	8,351千円

## 5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

(i). 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

区分	種類	場所
遊休資産	ソフトウェア	東京都港区

(ii). 減損損失を認識するに至った経緯

遊休資産について、事業計画の変更等により、将来の使用が見込めなくなったことから、減損損失を認識するものであります。

(iii). 減損損失の金額

ソフトウェア	16,793千円
--------	----------

(iv). 資産のグルーピングの方法

主として事業部単位にグルーピングを行っており、本社オフィス等の設備ならびにソフトウェアを共用資産としております。

(v). 回収可能価額の算定方法

遊休資産について、回収可能価額をゼロとし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

(2)関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	37,785千円
営業費用	174,912千円
営業取引以外の取引高	
業務受託料	55,815千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、繰越欠損金および減価償却限度超過額等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、建物に係る資産除去費用であります。

なお、当社は、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度が適用されることとなったため、当事業年度から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第42号 2021年8月12日）を早期適用し、グループ通算制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	石山 洸	被所有 直接 3.4%	当社代表取締役社長	ストック・オプションの権利行使	11,998	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2017年12月11日の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	83円80銭
1株当たり当期純損失	0円65銭

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。